

# 議会運営委員会

日 時 平成 2 5 年 1 月 2 5 日 ( 金 ) 午 前 時 分 ~  
場 所 第 3 委 員 会 室

---

## 1 平成 2 5 年第 1 回臨時会について

### ( 1 ) 臨時会招集請求

議運議決、議長が請求 ( 地方自治法第 101 条第 2 項 )

### ( 2 ) 付議事件

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例  
亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例  
亀岡市実費弁償条例の一部を改正する条例  
亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

### ( 3 ) 日程案

招集告示 2 月 8 日 ( 金 )  
開 会 2 月 1 5 日 ( 金 )

## 2 条例等の改正について

### ( 1 ) 改正条例等

政務活動費の交付に関する条例 ( 全部改正 )  
委員会条例 ( 一部改正 )  
実費弁償条例 ( 一部改正 )  
会議規則 ( 一部改正 )  
会議規則施行規程 ( 一部改正 )

### ( 2 ) 改正内容

別紙のとおり

### ( 3 ) 議案提出者 ( 3 人以上 ) の決定 ( 除く )

## 3 臨時会について

市長提案議案なし、理事者出席要求なし

教育委員あいさつ

・ 3 月定例会開会日に実施

4 請願者の趣旨説明について

〔H24.12.12 議運〕

委員会での趣旨説明

実費弁償支給しない

5 その他

次回議会運営委員会

2月8日（金）〔臨時会招集告示〕午前10時～

## 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月30日条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、亀岡市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、亀岡市議会(以下「議会」という。)における会派(以下「会派」という。)に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、議員1人当たり月額15,000円とし当該年度の3月分までを一括して交付する。

2 政務活動費は、毎年4月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に前項の額を乗じて得た額を5月末日までに交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分からの政務活動費を速やかに交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第2項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、規則で定める政務活動費収支報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書の写し又はこれに準ずる書類を添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、政務活動費の交付を受けた年度の翌年から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

### 別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">亀岡市議会委員会条例</p> <p>(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 9人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会事務局の所管に属する事項</li> <li>(2) 政策推進室の所管に属する事項</li> <li>(3) 企画管理部の所管に属する事項</li> <li>(4) 生涯学習部の所管に属する事項</li> <li>(5) 総務部の所管に属する事項</li> <li>(6) 会計管理室の所管に属する事項</li> <li>(7) 教育委員会の所管に属する事項</li> <li>(8) 監査委員の所管に属する事項</li> <li>(9) 他の常任委員会の所管に属さない事項</li> </ol> <p>環境厚生常任委員会 9人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境市民部の所管に属する事項</li> <li>(2) 健康福祉部の所管に属する事項</li> <li>(3) 市立病院の所管に属する事項</li> </ol>	<p style="text-align: center;">亀岡市議会委員会条例</p> <p>(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 8人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会事務局の所管に属する事項</li> <li>(2) 政策推進室の所管に属する事項</li> <li>(3) 企画管理部の所管に属する事項</li> <li>(4) 生涯学習部の所管に属する事項</li> <li>(5) 総務部の所管に属する事項</li> <li>(6) 会計管理室の所管に属する事項</li> <li>(7) 教育委員会の所管に属する事項</li> <li>(8) 監査委員の所管に属する事項</li> <li>(9) 他の常任委員会の所管に属さない事項</li> </ol> <p>環境厚生常任委員会 8人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境市民部の所管に属する事項</li> <li>(2) 健康福祉部の所管に属する事項</li> <li>(3) 市立病院の所管に属する事項</li> </ol>

産業建設常任委員会 8人

- (1) 産業観光部の所管に属する事項
- (2) まちづくり推進部の所管に属する事項
- (3) 上下水道部の所管に属する事項
- (4) 農業委員会の所管に属する事項

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が指名する。

- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

産業建設常任委員会 8人

- (1) 産業観光部の所管に属する事項
- (2) まちづくり推進部の所管に属する事項
- (3) 上下水道部の所管に属する事項
- (4) 農業委員会の所管に属する事項

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が指名する。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、**第17条**の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

亀岡市実費弁償条例(平成21年亀岡市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">亀岡市実費弁償条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条及びその他の法令の規定により、出頭又は参加した者の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実費弁償の支給範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により選挙管理委員会に出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項、第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により議会に出頭した者</p> <p>(3) 法第199条第8項の規定により監査委員に出頭した者</p> <p>(4) 法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により公聴会に参加した者</p> <p>(5) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第1項の規定により農業委員会に出頭した者</p>	<p style="text-align: center;">亀岡市実費弁償条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条及びその他の法令の規定により、出頭又は参加した者の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実費弁償の支給範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により選挙管理委員会に出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項後段及び法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により議会に出頭した者</p> <p>(3) 法第199条第8項の規定により監査委員に出頭した者</p> <p>(4) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会に参加した者</p> <p>(5) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第1項の規定により農業委員会に出頭した者</p>

(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定により公平委員会に証人として喚問された者

(7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第7項の規定により固定資産評価審査委員会に出席した者。ただし、審査申出人を除く。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定により出頭し、又は参加した者

(実費弁償の額)

第3条 実費弁償の額は、日額2,600円とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、実情に応じて増額することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定により公平委員会に証人として喚問された者

(7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第7項の規定により固定資産評価審査委員会に出席した者。ただし、審査申出人を除く。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定により出頭し、又は参加した者

(実費弁償の額)

第3条 実費弁償の額は、日額2,600円とする。ただし、前条第2号及び第4号に規定する者のうち学識経験を有する者の実費弁償の額は、日額9,700円とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の額を実情に応じて増額することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">亀岡市議会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第1条 第13条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第14条 第19条)</p> <p>第3節 議事日程(第20条 第24条)</p> <p>第4節 選挙(第25条 第33条)</p> <p>第5節 議事(第34条 第47条)</p> <p>第6節 秘密会(第48条・第49条)</p> <p>第7節 発言(第50条 第66条)</p> <p>第8節 表決(第67条 第77条)</p> <p>第9節 会議録(第78条 第82条)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第83条 第87条)</p> <p>第2節 審査(第88条 第104条)</p> <p>第3節 秘密会(第105条・第106条)</p>	<p style="text-align: center;">亀岡市議会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第1条 第13条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第14条 第19条)</p> <p>第3節 議事日程(第20条 第24条)</p> <p>第4節 選挙(第25条 第33条)</p> <p>第5節 議事(第34条 第47条)</p> <p>第6節 秘密会(第48条・第49条)</p> <p>第7節 発言(第50条 第66条)</p> <p>第8節 表決(第67条 第77条)</p> <p>第9節 公聴会、参考人(第78条 第84条)</p> <p>第10節 会議録(第85条 第89条)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第90条 第94条)</p> <p>第2節 審査(第95条 第111条)</p> <p>第3節 秘密会(第112条・第113条)</p>

第4節 発言(第107条 第118条)

第5節 委員長及び副委員長の互選(第119条・第120条)

第6節 表決(第121条 第131条)

第3章 請願(第132条 第138条)

第4章 辞職及び資格の決定(第139条 第143条)

第5章 規律(第144条 第152条)

第6章 懲罰(第153条 第158条)

第7章 協議又は調整を行うための場(第159条)

第8章 議員の派遣(第160条)

第9章 補則(第161条)

附則

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

第4節 発言(第114条 第125条)

第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条)

第6節 表決(第128条 第138条)

第3章 請願(第139条 第145条)

第4章 辞職及び資格の決定(第146条 第150条)

第5章 規律(第151条 第159条)

第6章 懲罰(第160条 第165条)

第7章 協議又は調整を行うための場(第166条)

第8章 議員の派遣(第167条)

第9章 補則(第168条)

附則

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、**法第115条の3**の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、**第25条**の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第134条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2(略)

3(略)

(委員会の審査又は調査期限)

第44条(略)

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2(略)

3(略)

(委員会の審査又は調査期限)

第44条(略)

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28

出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

#### 第9節 公聴会、参考人

##### (公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

##### (意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

##### (公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

#### (公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

#### (議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

#### (代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第78条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(略)

第79条

(略)

(会議録に掲載しない事項)

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第81条～第97条

(所管事務等の調査)

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(略)

第86条

(略)

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第88条～第104条

(所管事務等の調査)

第98条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第99条～第127条

(選挙規定の準用)

第128条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

第129条～第141条

(資格決定の審査)

第142条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

第143条～第152条

第105条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第106条～第134条

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項の規定を準用する。

第136条～第148条

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

第150条～第159条

(懲罰動議の提出)

第153条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第154条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第155条～第161条

(懲罰動議の提出)

第160条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第113条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第162条～第168条

亀岡市議会会議規則施行規程(昭和60年亀岡市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">亀岡市議会会議規則施行規程</p> <p>(選挙投票用紙の様式)</p> <p>第1条 亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号。以下「規則」という。)第28条及び第119条の規定による選挙投票用紙の様式は、別記第1号様式のとおりとする。</p> <p>(記名投票用紙の様式)</p> <p>第2条 規則第72条及び第126条の規定による記名投票用紙の様式は、別記第2号様式のとおりとする。</p> <p>(無記名投票用紙の様式)</p> <p>第3条 規則第73条及び第127条の規定による無記名投票用紙の様式は、別記第3号様式のとおりとする。</p> <p>(請願書の様式)</p> <p>第4条 規則第132条の規定による請願書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(平3議会規程1・一部改正)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">亀岡市議会会議規則施行規程</p> <p>(選挙投票用紙の様式)</p> <p>第1条 亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号。以下「規則」という。)第28条及び第126条の規定による選挙投票用紙の様式は、別記第1号様式のとおりとする。</p> <p>(記名投票用紙の様式)</p> <p>第2条 規則第72条及び第133条の規定による記名投票用紙の様式は、別記第2号様式のとおりとする。</p> <p>(無記名投票用紙の様式)</p> <p>第3条 規則第73条及び第134条の規定による無記名投票用紙の様式は、別記第3号様式のとおりとする。</p> <p>(請願書の様式)</p> <p>第4条 規則第139条の規定による請願書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(平3議会規程1・一部改正)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>

附 則(平成3年議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(選挙投票用紙の様式)(第1条関係)

(略)

第2号様式(記名投票用紙の様式)(第2条関係)

(略)

第3号様式(無記名投票用紙の様式)(第3条関係)

(略)

第4号様式(請願書の様式)(第4条関係)

(略)

附 則(平成3年議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(選挙投票用紙の様式)(第1条関係)

(略)

第2号様式(記名投票用紙の様式)(第2条関係)

(略)

第3号様式(無記名投票用紙の様式)(第3条関係)

(略)

第4号様式(請願書の様式)(第4条関係)

(略)